

新型コロナウイルス感染症対策期間中の
建設業許可等証明書発行申込の郵送手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間、建設業許可及び解体工事業登録の**証明書発行について、郵送のみ申込を受け付けます。**

郵送による申込の流れ

証明書発行を希望される方は、下記のとおり①、②の2通に分けて郵送してください。

- ①現金書留に証明書手数料合計額と発行申込書写しを同封したもの※
- ②建設業許可証明書発行申込書又は解体工事業登録証明書発行申込書と返信用レターパックライト（宛先記載）を同封したもの

※証明書手数料 証明書1通につき400円

証明書発行申込書が複数枚になる場合は、証明書発行申込書**1枚目の写しに「本申込書外〇枚」と赤字**で記載し郵送してください。

【郵送先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 事務担当

【注意事項】

- ・証明書手数料合計額、証明書発行申込書、返信用レターパックライト一式が建設業課に届いた時点の許可又は登録情報の証明書を発行します。
- ・証明書手数料は現金のみの取り扱いとなります。

【問い合わせ先】

許可及び登録状況の確認が必要な方は、下記へお問い合わせください。

建設業許可 03-5321-1111（内線30-656）

解体工事業登録 03-5321-1111（内線30-666）

証明書手数料: 1通につき400円

建設業許可証明書発行申込書

令和 年 月 日

下記記載の建設業者についての建設業許可証明書の発行を申込みます。
(建設業法第3条第1項の規定に基づく許可の証明)

1 申込者

住 所

フリガナ

氏名又は法人名

連絡先

担当者

T E L

(日中連絡のつく携帯等)

2 建設業者

主たる営業所の所在地

東京都

商号

代表者名

許可の種類

大臣許可

知事許可

許可番号

第

号

3 枚数及び手数料額

枚 × 400円 = 円

(申込者記入不要)

行政庁記入欄

発行番号 第

号 ~ 第

号

発行枚数

枚

証明書手数料：1通につき400円

照合

解体工事業登録証明書発行申込書

令和 年 月 日

東京都都市整備局
市街地建築部建設業課長 殿

申請者 住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

※日中連絡のつく携帯等

TEL _____

使用目的 _____ 必要枚数 _____ 枚×400円 = _____ 円

下記の者が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定に基づき登録されていることを証明してください。

記

商号、名称又は氏名 _____

代 表 者 氏 名 _____

(法人である場合)

住 所 _____

登 録 年 月 日 _____ 年 月 日

登 録 番 号 _____ 東京都知事(登一)第 _____ 号